

非常勤職員（短時間勤務職員）の診療特別手当細則の一部を改正する細則を次のように定める。

（令和4年10月19日学長裁定）

非常勤職員（短時間勤務職員）の診療特別手当細則の一部を改正する細則

非常勤職員（短時間勤務職員）の診療特別手当細則（平成22年学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(在職期間)</p> <p>第2条 給与規程第17条の5第2項に規定する在職期間は、医員又は研修医として在職した期間（基準日に引き続かない医員又は研修医として在職した期間を含む。）とする。</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 育児休業<u>又は出生時育児休業</u>をしている期間</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この細則は、令和4年10月19日から施行し、改正後の第2条第2項第4号の規定は、令和4年10月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>新設される出生時育児休業に対応するため、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(在職期間)</p> <p>第2条 給与規程第17条の5第2項に規定する在職期間は、医員又は研修医として在職した期間（基準日に引き続かない医員又は研修医として在職した期間を含む。）とする。</p> <p>2 前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 育児休業をしている期間</p> <p>(略)</p>